

岩手県告示第123号

旅館業法施行条例第2条第1項に規定する知事が指定する施設（平成18年岩手県告示第290号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
5 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設	5 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設
備考 改正部分は、下線の部分である。	